

家屋等における不良な生活環境を改善するための強化策を



山田 貴弘 議員

「ごみ屋敷等」が周辺の地域や環境に与える影響として①風景・景観の悪化②悪臭の発生③火災・爆発・犯罪等の発生④ごみなどの不法投棄等の誘発等が挙げられる。

問 廃棄物の処理及び清掃に関する法律や開成町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、開成町きれいなまちをつくる条例（以下「町の条例」という。）をもつてしても、ごみ屋敷等の問題を改善することができない現状がある。

答 「ごみではない」と主張すれば、ごみそのものが法律上廃棄物とみなされないため、規制は難しく、立ち入り調査も実施できないのが現状である。

問 7年間進展のないまま、さらに量が増していつている状態の中で、改善策として新規に条例を設けるか、現存の「町の条例」に条文を付加した中で、制限をかけるべきでは。

答 条例を制定していくことが必要と考えている。

問 一部の土地については農地法に基

づく措置命令（違反転用に対する処分が可能では。

答 当該農地は所有者が亡くなっており、相続未了のため、使用者に対して耕作放棄地は正の観点から指導を行っていたが、平成25年度に県から「所有者不在のまま使用者に指導を行うことは好ましくない」との指導助言を受け、同年以降の指導は行っていない。

問 相続人の対象者を調べて、内容証明を送って勧告を出しているのか。

答 代表、知り得る1名の方の名前があるが、この方に通知等を行っても連絡がとれないという状況が続いている。内容証明付き郵便等の対策は、行っていない。

問 今ある法律を使った中でやっていくべきではないのか。

答 できることについては、今後も務めていきたい。



新学習指導要領へ向けた学校指導体制と業務の適正化を問う

学校教育は、2020年に新たな学習指導要領の改定が図られ、全面实施されることとなる。新学習指導要領により、教員の勤務態勢はさらに過酷となり、時間外勤務の増加は避けられない。

問 平成28年10月、11月を対象とした、教員勤務実態調査が実施された。1週間の学内の平均総勤務時間の超過時間は、小学校教諭で18時間40分、中学校教諭では24時間33分という実態調査の結果が出ている。町の状況はどのようなになっているか。

答 学校長と教育委員会で、委員会をつくっており、月80時間を別途とし、それを超える先生が何人いるのかを、各学校から挙げてもらっている。

問 前回、学習指導要領が改訂され、先生の負担が増え、勤務時間も増えていると推測する。学習指導要領が改訂されてから、勤務時間の削減に対する対策が講じられたのか。町としては、



菊川 敬人 議員

どう分析をし、どう対策をしたのか。

答 平成20年の学習指導要領の変更に ついては、大きな変化はなかったのですが、特に学校体制の組織改革等がなかった。前回の学習指導要領の変更による教師の過大な労働超過はなかったため、対策は特に考えなかった。

問 我が国の教員は、忙しいと言われている。しかも、世界一忙しいと言われる。先生の超過勤務が非常に多いこと。一向に減らないこと。これをどう対策できるのかポイントだ。時間管理の仕方をどのように管理しているのか。

答 校務処理システムを導入することによって、なれてくればかなりの時間で消化できるのではないかと思っている。おおよそは自己申告で記録簿に記入して、提出するという形をとっている。



通学路について問う



湯川 洋治 議員

平成29年4月から開成南小学校の通学路が変更になり開成町の中で最も交通量の多い場所を通学路と認定したことに大変不安を感じる。年度当初に決定した通学路だが再度見直しはできないか。また足柄紫水大橋の高架橋に階段の設置を県に要望できないか。

問 通学路の指定は。

答 通学路の指定は、学校長が学校までの広い道をメインとし、そこに多くの子どもたちが通る道を併せて通学路に指定し、教育委員会が承認する。

問 開成駅南側の交差点の通学路変更については。

答 開成南小学校周辺の交通事情が変わり、当初の案としては、同交差点の北側を渡り横断が一度で済む案としていたが南足柄市側から進行し開成駅側へ左折する車両の交通を妨げ交通渋滞になるとの警察の見解から、交差点を二度渡る通学路とした。

問 ハード面から信号機に矢印信号をつけるべきであり、交差点がフラットでないため自転車子どもにもぶつかる

危険性があるが。

答 教育委員会としては現状の中で、どのような通学路を設定するのが一番子どもたちにとって良いか検討にとどまっていることで理解いただきたい。

問 開成1号踏切は。

答 通つてはいけないという指導はしていない。危険なのでできれば自由通路を通つていただきたい。警報機はあるが、車が通つていると非常に危険なので通さない方がよいという保護者の声もあり、選択は保護者にさせていただいている。

問 足柄紫水大橋に階段の設置を県に要望は。

答 現在においても開成1号踏切により小田急線の横断が可能であり付近には安全な開成駅の自由通路があり階段を設置した場合の効果は見られない。



開成駅南側の交差点付近を通学する子どもたち

町職員の勤務時間内の喫煙のあり方を問う

大手民間企業では勤務時間内の喫煙を禁止することにより、社員健康増進を図る取り組みを始めている。政令指定都市の自治体を中心に人件費が税金で賄われている公務員は、より厳格な職務専念義務が求められるとして、職員の勤務時間内の喫煙を禁止する取り組みが始まっている。

問 職員の喫煙者と非喫煙者の現在の割合は。

答 職員健康診断の間診票での自己申告に基づくデータから、喫煙者2割、非喫煙者8割となっている。

問 職員の喫煙に関するルールは定まっているのか。

答 休憩時間以外では、午前、午後各1回（各15分以内）という庁内ルールを定め、職員に通知してこの基準で運用している。

問 喫煙時間を休憩時間中に限定すべきではないか。

答 喫煙する職員が、勤務時間中に離席することは、喫煙をしない職員から



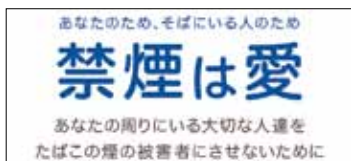
石田 史行 議員

すれば、不公平ではないかという声があるのも事実であり、横浜市の事例では、喫煙により職場を離れることで多額の「賃金ロス」が生じるという試算もされている。

一方で、勤務時間中に飲み物を買いき、摂取することは容認できるものであり、喫煙だけを禁止することは、現時点では拙速と考えている。今後は、職員組合とも協議し、喫煙のルールを確認、見直しを行い、改めて全職員に周知していきたい。職員の健康増進の観点として、禁煙指導についても検討したい。

問 新庁舎建設後の喫煙場所について、現在の方向性は。

答 新庁舎において建物内は全面禁煙とし、喫煙室を設けることは考えていない。敷地内の一部に喫煙スペースを設置し、喫煙可とすることが現実的である。



日本医師会作成冊子『禁煙は愛』より